

本町田くじら山湧き水公園「親水施設」管理マニュアル

## 1. 目的

本マニュアルは、本町田くじら山湧き水公園の親水施設を常に良好な状態で維持することにより、快適かつ安全な利用と良好な環境を確保することを目的とする。

## 2. 適用範囲

・本マニュアルは、市民団体が行う本町田くじら山湧き水公園の親水施設の維持管理について適用する。

以下、本親水施設の維持管理活動を別に定める協定書および本マニュアルに基づき行う市民団体を「市民団体」という。

「親水施設」とは、公園西側からの湧水が流下する、公園北側に設置された延長 20.8m の開渠、また、雨水のみが流下する延長 6.4m の開渠、それぞれに付帯する施設（集水ます等）をいう。

【別添1 図面赤色着色箇所参照】

「維持管理」とは、点検、維持、清掃・土砂等の浚渫、修繕、安全管理及びその他の管理行為をいう。

## 3. 親水施設に係わる連絡窓口

- ・町田市からの連絡は、原則として市民団体の代表者に行う。ただし、至急の要望対応も想定されるため、市民団体は、代表者以外に、緊急時の連絡が取れる者を2名程度町田市に報告する。市民団体は、代表者を含めた連絡窓口について、年度当初もしくは変更がある都度に、町田市公園緑地課管理担当に報告する。
- ・親水施設には、市民団体が親水施設の維持管理を行っていることを示す看板を掲示する。また、「親水施設は協定に基づいて市民団体が維持管理していること」、「親水施設に係わる連絡窓口（市民団体の代表者または連絡窓口担当者）」を地元自治会の回覧等を用いて周知する。連絡窓口に変更があった場合も同様に周知を行う。

## 4. 親水施設の巡回・点検

市民団体は、定期的に巡回し親水施設の目視点検を実施する。

目視点検：湧水の水位・水質・滞留・つまりの確認、ごみ等の確認を指す。

市民団体は、目視点検により異常を認めた場合は、速やかに町田市に連絡するものとする。

## 5. 親水施設等の清掃

市民団体は、定期的に親水施設の清掃、土砂等の浚渫を行い、湧水の滞留やつまりが生じないようにする。また、年一回は大掃除を行う。

市民団体は、台風や降雨等の状況に応じて適宜清掃を行い、親水施設の良好な環境維持に努める。

市民団体は、定期的に親水施設周辺の不要な草取り、ごみ等の除去を行う。

## 6. 親水施設に係わる苦情・要望

市民団体は、親水施設に関連した苦情や要望について、町田市へ報告するとともに町田市と連携して誠実に対応する。

市民団体は、苦情や要望によって、親水施設の清掃が必要な場合は、適切に清掃を行う。

親水施設に係わる苦情や要望が町田市に入った場合、町田市から市民団体の代表者（または連絡窓口担当者）に連絡を行う。市民団体の代表者（または連絡窓口担当者）は、町田市からの連絡に対し、町田市と連携して速やかにその対応を行う。

## 7. 親水施設の維持管理で出るごみ

市民団体は、親水施設の維持管理に伴って出るごみは、適切に処分する。

## 8. 親水施設の安全管理

目視点検および公園利用者からの連絡等により親水施設の利用者に危険が伴うと想定される場合、市民団体は、直ちに町田市へ相談の上、可能な範囲でその対応策を講じる。

## 9. 親水施設の破損

市民団体は、親水施設の破損等を確認した場合、直ちに町田市に報告し、明らかに対応が困難な施設の破損等を除いて、自ら適切な修復を行う。

## 10. 事故等緊急時の対応

市民団体は、維持管理活動中に事故等緊急事態が起こった場合は、可能な範囲で迅速に初期対応を行うとともに、直ちに町田市に連絡し、町田市と連携して適切に対応する。

## 11. マニュアルの保管・変更

本マニュアルは、市民団体と町田市の双方で保管する。本マニュアルの変更が必要な時は、市民団体と町田市が協議して変更するものとする。

## 12. その他

- ・市民団体は、親水施設の維持管理に伴い、親水施設以外でも公園施設に異常を認めた場合は、町田市公園緑地課管理担当に連絡するものとする。
- ・市民団体は、親水施設の維持管理に伴い、公園に隣接した水路のうち親水施設の上流側にある集水ます及び付近の水路 2.3m の範囲【別添 1 図面緑色着色箇所参照】の目視点検も合わせて実施し、つまり等の異常が発生している場合は、町田市に連絡する。
- ・本マニュアルに定めのない事項及び、本マニュアルに関して疑義が生じた場合は、市民団体と町田市が協議して定めるものとする。